

平成 21 年度 ものづくり中小企業支援について

1. 概 要

平成 21 年度の補正予算において、ものづくり中小企業支援予算として、705.1 億円が要求されております。

本支援内容は、

- (1)ものづくり基盤技術の開発への支援（戦略的基盤技術高度化支援事業）
- (2)ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓等への支援
（ものづくり中小企業製品開発等支援事業のうち試作品開発等支援）
- (3)ものづくり中小企業の製品実証等への支援
（ものづくり中小企業製品開発等支援事業のうち実証支援）

の 3 点で、中小規模の工作機械メーカー自身の研究開発にご活用いただける他、特に「(2)ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓等への支援」については、本制度を利用した工作機械の購入にもご活用いただけるものと存じます。

いずれの制度も 6 月中の公募を目標に検討が行われておりますが公募期間が限られているため、自社の計画立案や中小ユーザへの働きかけ等、お早めに準備を進めていただき、積極的にご活用下さいます様ご案内いたします。

2. 中小企業の範囲（製造業の場合）

「資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社」もしくは「常時使用する従業員が 300 人以下の法人」。但し、以下のいずれかに該当する法人は除く。

- ①発行済み株式の総数または出資金額の 1/2 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ②発行済み株式の総数または出資金額の 2/3 以上が大企業の所有に属している法人
- ③役員総数の 1/2 以上を大企業の役員または職員が兼務している法人。

3. 各支援の内容

- (1)ものづくり基盤技術の開発への支援（戦略的基盤技術高度化支援事業）

◎予算要求額：132.5 億円

平成 18 年度より進められている戦略的基盤技術高度化支援事業（通称：サポイン事業）の臨時拡充予算。

事業内容、事業スキームは従来どおりであるが、以下の点が異なる。

- ①従来のサポイン事業は最長 3 年間まで補助が受けられるが、補正予算分に関しては単年度補助。
- ②但し、補助予算分の次年度繰越使用が認められるよう検討中。
- ③当初予算分に関しては、平成 21 年 5 月 15 日で既に公募締切。補正予算分に関しては、同年 6 月中の公募開始を目標に検討中。
- ④240 件程度のテーマを採択予定。

※サポイン事業とは

国が指定するものづくり基盤技術（20分野）に関して中小企業（原則としてコンソーシアム）が行う高度な研究開発に対して研究開発資金の助成を行う（100%委託）。

ただし、補助を受けるには事前に「中小ものづくり高度化法」に基づく研究開発テーマの認定をうけた上で、公募に応募し、審査を経て採択される必要がある。

平成21年度では、初年度限度額4,500万円（3年間で1億円程度）で40件程度を採択予定。

ものづくり基盤技術（20分野）

- | | | |
|---------------|--------|----------|
| ●金型 | ●粉末冶金 | ●位置決め |
| ●鍛造 | ●溶射 | ●切削加工 |
| ●鋳造 | ●動力伝達 | ●織染加工 |
| ●金属プレス加工 | ●熱処理 | ●高機能化学合成 |
| ●組込みソフトウェア | ●溶接 | ●発酵 |
| ●電子部品・デバイスの実装 | ●めっき | ●真空の維持 |
| ●プラスチック成形加工 | ●部材の結合 | |

(2) ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓等への支援

（ものづくり中業企業製品開発等支援事業のうち試作品開発等支援）

◎予算要求額：541.7億円

中小企業がものづくり基盤技術を使って行う試作品開発から川下事業者等とのマッチングなど販路開拓等の取り組みを補助する。

試作品開発となっているが、広く研究開発を対象としている。

事業概要は以下の通り。

- ①補助率は2/3で、2,000件程度を採択予定。単年度補助だが、補助予算の次年度繰越使用が認められるよう検討中。
- ②事業の運営は全国中小企業団体中央会が行う。
- ③顧客からの注文と対価支払いに応じて行う試作（請負試作）は対象にならない。
- ④中小企業1社でもコンソーシアムでも対象となる。大企業がコンソーシアムに加わることは可能だが、大企業が要した経費については補助対象外となる（大学、公設試はOK）。
- ⑤1件当たりの限度額は未定
- ⑥補助対象経費は以下の通り
 - 1) 直接人件費：研究開発に直接従事する者の試作開発業務時間に対応する人件費
 - 2) 原材料費：研究開発に必要な原材料、資材の購入に要する経費
 - 3) 設備費
 - 研究開発に必要な機械装置（**工作機械含む**）又は工具・器具の購入、

試作、改良、据付、借用又は修繕

- 試作品開発に必要な構築物（プレハブ等簡易なものに限る）の購入、改造、改良、据付、借用又は修繕

4) 外注費

- 外注加工・検証等の費用
- 大学当からの技術指導の受け入れ
- 公設試、大学等への研究開発の委託
- 特許取得費 など

5) 販路開拓費

- 市場調査のための調査委託費
- 広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費
- 調査・宣伝に必要な派遣・役務等の外部人件費

⑦購入した設備の自社生産設備への転用は可能。転用の際には事前承認を得たのち、設備の残存簿価相当額を国に納付する必要があるが、申請した研究開発の成果の生産設備として転用する場合には、残存簿価相当額の納付が免除される可能性も考えられる。

⑧事業スキームは以下の通り

- 1) 中小企業は都道府県中央会に研究開発計画申請を行う。
- 2) 申請された研究テーマは地域ブロック審査会にて審査され、採択案件が決定。
- 3) 全国中小企業団体中央会より補助を受ける。

⑨6月中の公募開始を目標に検討中。公募は数回に別けて行われる予定だがこうした公募の場合、初回の公募に予算の多くが当てられるケースもあり（第1回の公募で予算全額分が採択されると第2回目以降の公募がない可能性もあり）、また、不採択の場合の再チャレンジも認められているため、初回の公募への応募が有利と考えられる。

また、公募期間が限られているため事前の準備が必須。

(3)ものづくり中小企業の製品実証等への支援

（ものづくり中小企業製品開発等支援事業のうち実証支援）

◎予算要求額：30.9億円

中小企業がものづくり基盤技術を使って作成した製品について、公設試等を使用して実証することを支援。

事業概要は以下の通り。

- ①補助額は定額で、2,000件程度採択予定。補助限度額は未定。
- ②中小企業は公設試等の同意を得て申請を行い、製品実証のため公設試等に支払った費用を補助。

4. 支援スケジュール

(1) 公募スケジュール

① ものづくり基盤技術の開発への支援

6月1日（月）～30日（火）

公募サイト

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2009/090601senryaku_koubo.htm

② ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓等への支援 及び

ものづくり中小企業の製品実証等への支援

6月12日（金）～24日（水）

*** 6月5日に公募要領が全国中小企業団体中央会ホームページにて公開予定**

アドレス <http://www.chuokai.or.jp/>

(2) 研究開発計画の策定には相応の時間が必要であることから、会員各社においては、早めの準備が必要。

(3) 「(2) ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓等への支援」については、複数回に分けて公募が行われる予定であるが、第1回の公募に相当額の予算が振り分けられる可能性があること（第1回の公募で予算全額分が採択されると第2回目以降の公募がない可能性もあり）と、不採択の場合でも再応募が認められていることから第1回の公募に応募することが有利と考えられる。

以上